

Column

交通事故による後遺症に対する損害賠償について

事故による精神的苦痛や 収入減少への賠償を請求可能

不幸にも交通事故に遭い後遺症が残ってしまった場合、「後遺症慰謝料」「後遺症逸失利益」のほか、将来的な介護費、自宅の改造費、義足などの器具費などを請求できる可能性があります。

「後遺症慰謝料」とは、後遺症が残ってしまったことで受けた精神的苦痛に対する賠償で、「後遺症逸失利益」は、将来的な収入減少に対する賠償です。後遺症が残ってしまうと、仕事が多分にできない状態が将来的に継続することとなり、収入も減少すると考えられるためです。



後遺症慰謝料の額

後遺障害等級に応じて決定
特殊な事情では高額になることも

後遺症慰謝料の額は、これまでの裁

判例の積み重ねによって定額化が図られており、「後遺障害等級」に応じて決定されるのが通常です。例えば、片手の小指に著しい運動障害が残ってしまった場合で、後遺障害等級が13級と認定された場合には、180万円前後となるのが通常です。もっとも、ヒールストの手指に運動障害が残ってしまった場合など、特殊事情がある場合には、通常より高額な慰謝料が認められる例もあります。

後遺症逸失利益の額

労働能力喪失率などを基礎に計算
専業主婦は賃金センサスを参考に

後遺症逸失利益の額は、収入や後遺症による労働能力の低下の程度（労働能力喪失率）などの数値を基礎として計算されます。収入は、原則として事故前の実収入額が基礎となりますが、専業主婦の場合などは賃金センサス賃金構造基本統計調査を参考とします。

「労働能力喪失率」は、国が定めた基準を参考にして算定されるのが一般的です。例えば、片方の視力が0.6以下になった場合で、後遺障害等級が13級と認定された場合の労働能力喪失率は9%とされています。しかし、特殊事情

がある場合には基準を超える労働能力喪失率が認められる例もあります。

保険会社の提示額について 弁護士に相談を

後遺症に対する損害賠償については、分かりにくい点もありますので、保険会社からの提示額が妥当かどうか、弁護士にご相談されることをお勧めします。

Column 解説

にしがわ綜合法律事務所

岡部 宗茂 先生

Profile

慶應義塾大学法学部法律学科卒業。2007年9月弁護士登録。11年4月にしがわ綜合法律事務所を開設。交通事故、債務整理、企業法務を中心に多様な事件を取り扱っています。「交通事故、債務整理に関するご相談については無料となる場合がありますので、お気軽にお問い合わせください」



岡山市北区本町3-13
イトーピア岡山本町ビル9階
TEL.086-201-7830
<http://www.okayama-bengoshi.com/>